

地域医療情報発信等業務委託

プロポーザル実施要領

令和 6 年 3 月

岩手県保健福祉部医療政策室

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」）は、岩手県（以下「県」）が実施する地域医療情報発信等業務委託（以下「本業務」）の受託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」）が熟知し、かつ、順守しなければならない一般的事項を定めるものである。

本事業は、令和6年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。

1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により受託候補者を選定し、「業務仕様書」に掲げる業務について、県と受託候補者が協議の上、契約を締結するものである。

2 本業務の概要

(1) 業務の名称

地域医療情報発信等業務委託

(2) 業務内容（詳細は、別添の業務仕様書を参照すること。）

項目	事業内容
ア 「地域医療普及啓発事業」	・ 適正受診に係る情報発信 ・ 適正受診啓発マンガの印刷及び配布
イ 「地域医療基本法（仮称）」	・ 活動趣旨の紹介に係る情報発信
ウ 「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」	・ 取組紹介の新聞広告（全国紙）等の掲載

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

5,940千円（税込）以内の額

※ ただし、項目アについては3,289千円（税込）以内、項目イ及びウについては合わせて2,651千円（税込）以内の額であること

3 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザル参加者は、下記に記載するプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加要件を満たす者であること。（単独で業務提案したプロポーザル参加者は、共同提案の構成員となることはできない。）

また、共同提案する場合は代表者を定めたうえでプロポーザルに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

(1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 参加申請書類の提出の日から受託候補者を決定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しないものであること。

4 プロポーザル参加手続等

(1) 県の担当部署

岩手県保健福祉部医療政策室（岩手県庁 9 階）

所在地：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

電話：019-629-5492 FAX：019-626-0837

電子メールアドレス：AD0002@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

プロポーザルに関する実施要領等については岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) ⇨ [県政情報] ⇨ [入札・コンペ・公募情報] ⇨ [コンペ] ⇨ [コンペ参加者募集情報]

《交付資料》

- 資料 1 プロポーザル実施要領（本書）
- 資料 2 業務仕様書
- 資料 3 業務提案書作成要領
- 資料 4 業務提案審査要領
- 資料 5 業務提案に係る様式

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期限

令和 6 年 3 月 8 日（金）午後 5 時〔必着〕

イ 受付場所

(1) 県の担当部署に同じ。

ウ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、【様式1】「実施要領等に関する質問票」に記入のうえ、電子メールにより提出すること。 《メールアドレス：AD0002@pref.iwate.jp》

エ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載する。

オ 回答期限

随時回答するものとする。

なお、最終の期日は令和6年3月13日（水）とする。

(4) 参加届出書類の提出

参加者は、下記提出期限までに必要書類を揃えて「(1) 県の担当部署」に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和6年3月8日（金）午後5時〔必着〕

イ 提出方法 持参又は郵送により提出すること

ウ 提出書類

様式2 プロポーザル参加申込書

様式3 会社概要及び過去の主な受注実績（パンフレット等でも可）

※ 共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ提出すること

エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和6年3月13日（水）までに文書により通知する。

オ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。
- ・ 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とすることがある。
- ・ プロポーザル参加者は、審査委員会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する説明

確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和6年3月15日（金）午後5時〔必着〕

イ 提出先及び提出方法

4(1)県の担当部署まで持参又は郵送により提出すること。

ウ 回答

岩手県は、説明を求められたときは、令和5年3月19日（火）までに、説明を求めたものに対して、文書によりその理由を回答する。

(6) 業務提案書の提出

ア 業務提案書の作成

プロポーザル参加者は、上記1(2)及び資料2「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、資料3に掲げる内容が盛り込まれた業務提案書を作成して提出すること。

イ 参考見積書の作成

- ・ 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした参考見積書を作成すること。
- ・ 参考見積書は業務提案書とは別に作成し、提出すること。

ウ 業務提案書等の提出部数

- ・ 業務提案書 正本1部 副本7部
- ・ 積算内訳書 正本1部 副本7部

エ 提出期限

令和6年3月22日（金）午後5時〔必着〕

オ 提出先

4(1)県の担当部署に同じ。

カ 提出方法

- ・ 持参または郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。
- ・ 郵送の場合は封筒の表に業務提案書在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付書留郵便にて、提出期限までに提出すること。

キ その他

- ・ 提案は1者につき1提案とし、複数提案を認めない。
- ・ 業務提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。
- ・ 一度提出した業務提案書等は、これを書替え、引き換え、撤回することができないものとする。

(7) 業務提案の無効

上記3により参加することができない者の業務提案及び下記のいずれかに該当する業務提案は無効とする。

なお、無効となった業務提案を提出した参加者に対しては、文書により郵送で通知する。

ア 提出期限を過ぎて提出された業務提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ 上記2(4)の委託料の上限額を超えた提案

オ その他、業務提案に関する条件に違反した提案

(8) プロポーザルへの不参加

ア 参加届出書類の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、「4 受託候補者の選定等に関する事項」に定めるプロポーザルに参加しない場合は、プロポーザル実施日の前日までに、「様式4 プロポーザル参加辞退届」を、担当部署まで持参または郵送により提出すること。

イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、岩手県が実施する他の企画競争等において不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定等に関する事項

(1) 受託候補者の選考方法

プロポーザル参加者の業務提案の審査は、資料3「業務提案審査要領」に基づき、審査委員会において行う。

なお、審査は書面審査とし、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションは行わない。

(2) 審査委員会の開催（予定）

ア 開催日

令和6年3月26日（火）

イ 開催場所

盛岡市内

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 業務提案書との関係

業務提案書に記載された事項は、業務仕様書と併せて、契約時の仕様書として扱う。

ただし、本業務の目的達成のために修正が必要と認められる事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更または削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正なプロポーザル実施の確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、業務提案に当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、受託候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して業務提案書を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと判断されるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに

参加させず、またはプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア プロポーザル参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物、著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

(2) プロポーザルに参加に要する経費

プロポーザルへの参加に要する経費については、すべてプロポーザル参加者が負担するものとする。

(3) プロポーザルのスケジュール（予定）

ア	参加届出書類の提出期限	令和6年3月8日（金）	午後5時	必着
イ	「実施要領等に関する質問票」提出期限	令和6年3月8日（金）	午後5時	必着
ウ	参加資格確認結果通知	令和6年3月13日（水）		
エ	質問事項に対する回答	令和6年3月13日（水）		
オ	「業務提案書」等提出期限	令和6年3月22日（金）	午後5時	必着
カ	業務提案の審査、受託候補者決定	令和6年3月26日（火）		
キ	プロポーザル結果通知	令和6年3月下旬		
ク	委託契約締結	令和6年4月上旬		